

★ 広島県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則（規則第五十五号）（総務課）

一 改正の要旨

広島県個人情報保護条例の一部が改正されたことに伴い、特定個人情報の開示、訂正等の措置を講じるために必要な様式の整備等を行つた。

二 施行期日

1 2以外 平成二十七年十月五日

2 特定個人情報のうち情報提供等記録を訂正した際の総務大臣等への通知に係る様式の整備 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第五号に規定する政令で定める日



行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う
関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（規則第五十
六号）（市町行財政課）

一 改正の要旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う
関係法律の整備等に関する法律において、住民基本台帳法の一部が改正されたことに
伴い、次の規則について、引用条項の整理など必要な改正を行つた。

- 1 広島県恩給給与細則
- 2 住民基本台帳法施行細則
- 3 広島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則
- 4 旅行業法施行細則

二 施行期日

平成二十七年十月五日